

## 東京都消費生活条例

（東京都消費生活対策審議会）

### 第45条（略）

2 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならない。

一（略）

二 第14条第1項、第16条第1項から第3項まで又は第17条第1項の規定による指定を行う商品若しくはサービスを選定し、又はその解除をしようとするとき。（以下 略）

（品質等の表示）

第16条 知事は、消費者が商品を購入するに当たりその内容を容易に識別し、かつ、適正に使用するため必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、商品ごとに、その成分、性能、使用方法、供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他の表示すべき事項、表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項（以下「商品表示事項等」という。）を指定することができる。

（以下略）

## 東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定(抜粋)

表一 条例第十六条第一項の規定に基づく表示事項等

商品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
七 調理冷凍食品(農林畜水産物に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及び調味、成形、加熱等の調理を行つたものを凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであつて、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。以下同じ。) ただし、原材料配合割合の表示にあつては食品表示法に基づく食品表示基準別表第三により定められている調理冷凍食品の項に定められた品目を除き、原料原産地名の表示にあつては食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第一項第一号、第二号口、第三号及び四号により原産地を表示する原材料並びに別表第十五により原料原産地表示義務が課せられている品目を除く。	(一) 原材料配合割合 <b>削除</b>	(一) 商品名に原材料の一部の名称が付された調理冷凍食品にあつては、当該原材料の仕込み時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。ただし、重量の画一化が困難なもの等で、グラムの単位で単位を明記して表示することを適當としない調理冷凍食品にあつては、その表示を省略することができる。 (二) 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に印刷、押印又はラベルの貼付その他の方法により表示すること。 (三) 表示に用いる文字は、日本産業規格Z 8305(活字の基準寸法)に規定する八ポイント以上の大きさの活字を用い、背景の色と対照的な色とすること。
	(二) 原料原産地名	(略)
四十四 カット野菜及びカットフルーツ(包装されたものに限る。) <b>削除</b>	(一) 加工年月日	(一) 加工年月日は、野菜、果菜又は果物を小さく切り、生食用として食べやすく加工した(カットした)日を次のいずれかに準じて表示すること。 ア 加工年月日 平成4年○月○日 イ 4.○.○ 加工 ウ 加工年月日 1992年○月○日 エ 1992.○.○ 加工 (二) 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に印刷、押印又はラベルのちよう付その他の方法により表示すること。 (三) 表示に用いる文字は原則として、日本産業規格Z 8305(活字の基準寸法)に規定する8ポイント以上の大きさの活字とし、背景の色と対照的な色とすること。

## 食品表示に関する検討経過

- 「東京都消費生活条例における食品表示」を所管する保健医療局において検討
- 東京都食品安全審議会で検討

### 東京都食品安全審議会の概要

- 東京都食品安全条例に基づき設置
- 食品安全推進計画に関すること、食品の安全確保に関する基本的事項について調査審議
- 学識経験者や消費者団体、事業者、都民（公募）委員の計23名で構成

### 東京都消費生活対策審議会からの意見表明

- 第28次東京都消費生活対策審議会第2回総会（6月26日開催）において、保健医療局における検討状況を報告
- 東京都食品安全審議会での検討にあたり考慮が必要な点について、東京都消費生活対策審議会としての意見を集約
- 東京都食品安全審議会部会に提示、意見を踏まえて検討

### 東京都食品安全審議会の開催状況

月日	会議
令和7年 1月29日	令和6年度第2回食品安全審議会
5月23日	第1回食品安全審議会部会
7月25日	第2回食品安全審議会部会
8月27日	令和7年度第1回食品安全審議会
10月28日	第3回食品安全審議会部会
11月12日	令和7年度第2回食品安全審議会

## 消費生活対策審議会第2回総会におけるご意見

## (共通)

- ・ 食品表示の後退にならないようにしなければならないと考えており、消費者の意見を丁寧に集め検討する機会を設けてほしい。  
については、都民や消費者の意見を確認できる調査などの方法について教えていただきたい。

## (カット野菜・カットフルーツ)

- ・ 近年は消費者が期限表示のみに頼るような傾向があるが、消費者への啓発として、五感で判断するプロセスを大事にすることを消費者に伝えてもらいたい。
- ・ 取引先からの指示(納品日と加工年月日表示を一致させること)自体の正当性、その背景にあると思われる消費者の理解や受け止め方の観点からも検討してほしい。

## (調理冷凍食品)

- ・ 「仕込み時」との用語の意味がわかりにくく、消費者に理解されているのか、またこの基準が適切なのか疑問
- ・ 規定がなくなればわかりにくさは解消するが、このように表示の中には理解困難な概念もあるので、食品表示に関する消費者の理解をより促してほしい。